

穴水町創業者支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、当町の空き地、空き店舗及び空き家を活用し、当町における創業を促進し、地域経済の活性化、雇用の創出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所：店舗、事務所および営業所をいう
- (2) 創業：現に事業所を営んでいない個人又は法人が、新たに事業を営むことをいう。
- (3) あなみず創業支援ネットワーク：創業支援事業計画における穴水町及び認定連携創業支援事業者である穴水町商工会、株式会社北國銀行穴水支店、興能信用金庫穴水支店、のと共栄信用金庫穴水支店、のと農業協同組合穴水支店、株式会社日本政策金融公庫金沢支店並びに公益財団法人石川県産業創出支援機構能登サテライトの総称

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する創業予定者（法人の場合は法人の代表者）とする。

- (1) 町税等の滞納をしていないこと。申請の際に町内に住所を有していない者については、住所地において市町村民税等を滞納していないこと。
 - (2) あなみず創業支援ネットワークによる支援（借入れ又は経営相談等）を受けていること。
 - (3) 穴水町商工会の会員となること。
 - (4) 週5日以上営業すること
 - (5) 穴水町企業誘致条例（昭和61年穴水町条例第37号）に基づく助成金の交付を受けていないこと。
- 2 既に事業所を町内に開設している者（法人含む）が新たに事業所を開業する場合は、申請者（法人の場合は代表者）の配偶者及び2親等以内の親族を除く新たな従業員を雇用すること。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当することとする。ただし、別表1に該当する事業は補助対象外とする。

- (1) 町内に事業所を設置すること。
- (2) 新事業所が町内での移転でないこと
- (3) あなみず創業支援ネットワークによる支援を受け、創業に係る具体的な計画を有していること。
- (4) 事業実施日が属する年度の3月31日までに完了（業者への支払い等を含む）する事業であること。

(補助対象費用)

第5条 補助の対象となる費用は、別表2に掲げる費用から、消費税及び地方消費税等相当額を除いた費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、開業に要する費用（新事業所が住居を兼ねる場合は、住居に供する部分の費用を除く。）のうち、前条に定める費用の2分の1に相当する額とし、300万円を限度とする。ただし、補助対象者が町内に住所を有しないこと又は町外に住所を有し、補助対象事業完了前に町内に転入しない場合、補助金の額は150万円を限度とする。なお、算出された

補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、穴水町創業者支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付し、町長に申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、補助金の交付申請があったときは、審査会を実施し、経営計画や提出書類等の審査を行う。審査会にて補助金を交付すべきと認めたときは、穴水町創業者支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付しないことに決定したときは、その旨を穴水町創業者支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、交付申請者に通知するものとする。

(計画の変更等)

第9条 交付申請者は、申請時における事業計画を変更又は中止しようとする場合は、速やかに穴水町創業者支援事業変更（中止・廃止）申請書（様式第4号）に関係書類を添付し、町長に申請するものとする。

2 町長は、前項に規定する申請について承認したときは、穴水町創業者支援事業変更（中止・廃止）承認通知書兼穴水町創業者支援事業補助金変更交付決定通知書（第5号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の額の確定)

第10条 第9条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業完了日から起算して30日を経過した日、又は交付決定日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、穴水町創業者支援事業実績報告書（様式第6号）に関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、補助対象事業の内容を審査し、補助金の額を確定したときは、穴水町創業者支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の確定通知書を受けた補助事業者は、穴水町創業者支援事業補助金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(経営状況報告)

第12条 補助金の交付を受けた者は、創業開始から5ヶ年度にわたり、収支決算等が整い次第速やかに、以下に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 経営状況報告書(様式第9号)

(2) 確定申告書及びその付属書類の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 補助金の申請に虚偽その他の不正があったとき

(2) 新事業所の開業後5年以内に恣意的に事業を廃業したとき

(3) 当該補助対象事業箇所を第4条に規定する事業の用に供していないとき

(4) 補助対象事業終了後5年以内に、本町に住所、所在地を有しなくなったとき

(5) 町税等を滞納したとき

- (6) 営業日を週 5 日未満としたとき
- (7) 開業後、半年以内に穴水町商工会の会員となっていないとき
- (8) 反社会的な活動、その他の社会通念に照らし不適當な行為をしたとき

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは補助金の返還を要しない。

- (1) 次の全ての要件を満たす事業承継、経営形態変更等
 - ア：この補助金に関する権利義務を事業承継者、新経営体等が引き継ぐこと
 - イ：事業承継者、新経営体等の住所・所在地が本町であること
 - ウ：事業継承者が第 3 条に規定する要件を満たすこと
- (2) その他やむを得ない事情によると町長が認めるもの

(本事業の実施期間)

第 14 条 本事業の実施期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、穴水町補助金交付規則（平成 9 年穴水町規則第 9 号）の規定を準用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

1 補助対象外とする業種(平成 25 年 10 月改定「日本標準産業分類」による。)	
(1) 農業、林業 (大分類 A に含まれるもの)	
(2) 漁業 (大分類 B に含まれるもの)	
(3) 鉱業、採石業、砂利採取業 (大分類 C に含まれるもの)	
(4) 運輸業、郵便業 (大分類 H に含まれるもの)	
(5) 金融業、保険業 (大分類 J に含まれるもの)	
(6) 不動産業、物品賃貸業 (大分類 K に含まれるもの)	
(7) 以下のサービス業等	
ア 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 1 項第 2 号から第 5 号に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業	
イ 興信所 (細分類 7291 に含まれるもの)	
ウ 易断所、歓相業 (細分類 7999 に含まれるもの)	
エ 娯楽業 (中分類 80 に含まれるもの)	
キ 集金業、取立業 (公共料金又はこれに準じるものは除く。細分類 9299 に含まれるもの)	
ク 政治・経済・文化団体 (中分類 93 に含まれるもの)	
ケ 宗教 (中分類 94 に含まれるもの)	
2 補助対象外とする事業	
(1) 公序良俗等の観点から補助対象事業とすることが適当でないと認められる事業	
(2) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業	

別表 2 (第 5 条関係)

費 用	備 考
設 計 費	新事業所の開業に必要な設計費
建築設備工事費	新事業所の開業に必要な建築設備工事費
賃 借 料	賃貸物件での新規開業における、工事期間内の賃借料
機 器 購 入 費	新事業所の開業に必要な機器設備の購入費
広 告 費	新事業所の情報発信するための PR 費用